

公益社団法人 日本キャンプ協会 指導者資格認定規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本キャンプ協会（以下「日本キャンプ協会」という。）定款第2章第4条に定める指導者の資格を認定することを目的とする。

(資格認定の範囲)

第2条 この規程でいう資格認定とは、指導者の資格認定条件、認定過程、および申請の手続き、登録、更新までを総称する。

(公認指導者の種類)

第3条 この規程で認定する日本キャンプ協会公認指導者は、次の3種とする。

- (1) キャンプインストラクター
- (2) キャンプディレクター2級
- (3) キャンプディレクター1級

第2章 資格認定の条件

(キャンプインストラクター認定条件)

第4条 キャンプインストラクターは、次の各項の条件をすべて満たすものとする。

- (1) 18歳以上で、指導者にふさわしい知識と資質を有すること。
- (2) キャンプにおいて、小集団の生活を指導する基礎的な理論と技術を身につけていること。
- (3) 日本キャンプ協会の定めるキャンプインストラクター養成課程を修了し、所定の試験に合格していること。

(キャンプディレクター2級認定条件)

第5条 キャンプディレクター2級は、次の各項の条件をすべて満たすものとする。

- (1) キャンプインストラクター資格を取得後、会員としての義務を果たし、指導者にふさわしい知識と資質を有すること。もしくは、日本キャンプ協会がキャンプディレクター2級養成課程受講を認めること。
- (2) キャンプのプログラム及びマネジメントに関する理論と技術を身につけていること。
- (3) 日本キャンプ協会の定めるキャンプディレクター2級養成課程を修了し、所定の試験に合格していること。

(キャンプディレクター1級認定条件)

第6条 キャンプディレクター1級は、次の各項の条件をすべて満たすものとする。

- (1) キャンプディレクター2級資格を取得後、会員としての義務を果たし、指導者としてふさわしい知識と資質を有すること。もしくは、日本キャンプ協会がキャンプディレクター1級養成課程受講を認めること。
- (2) キャンプを総合的に企画運営、管理する理論と技術を身につけていること。
- (3) 日本キャンプ協会の定めるキャンプディレクター1級養成課程を修了し、所定の試験に合格していること。

第3章 資格認定

(キャンプインストラクターの認定)

第7条 キャンプインストラクターの認定は、次のように行う。

- (1) 日本キャンプ協会または日本キャンプ協会が定める養成課程の実施条件を満たすと認める団体（以下、「課程認定団体」という。）が認定を行う。
- (2) 日本キャンプ協会または課程認定団体は、キャンプインストラクター資格を取得しようと

する者に対し資格認定の審査を実施する。

- (3) キャンプインストラクター資格認定の審査に合格した者は申請書類に必要経費を添え、日本キャンプ協会に提出する。

(キャンプディレクター2級の認定)

第8条 キャンプディレクター2級の認定は、次のように行う

- (1) 日本キャンプ協会または課程認定団体が認定を行う。
- (2) 日本キャンプ協会または課程認定団体は、キャンプディレクター2級資格を取得しようとする者に対し資格認定の審査を実施する。
- (3) キャンプディレクター2級資格認定の審査に合格した者は申請書類に必要経費を添え、日本キャンプ協会に提出する。

(キャンプディレクター1級の認定)

第9条 キャンプディレクター1級の認定は、次のように行う。

- (1) 日本キャンプ協会が、キャンプディレクター1級資格を認定する。
- (2) 日本キャンプ協会は、キャンプディレクター1級資格を取得しようとする者に対し資格認定の審査を実施する。
- (3) キャンプディレクター1級資格認定の審査に合格した者は申請書類に必要経費を添え、日本キャンプ協会に提出する。

第4章 資格の登録および更新

(資格登録)

第10条 各指導者に認定された者は、日本キャンプ協会公認キャンプインストラクター、キャンプディレクター2級、キャンプディレクター1級として、会員登録される。

(資格更新)

第11条 登録された資格は、1年ごとに更新しなければならない。

(更新手続)

第12条 更新の手続きは、以下の会費及び資格更新料の納入をもって行われる。

- (1) 会費 3,000円(非課税)
- (2) 更新料
キャンプインストラクター 1,100円(税込)
キャンプディレクター2級 2,200円(税込)
キャンプディレクター1級 3,300円(税込)
- (3) 都道府県キャンプ協会会費
(協会によって2,000円もしくは3,000円)(非課税)

(公認取消)

第13条 各指導者に認定された者が、次の各号のいずれかに該当するときは、理事会において、過半数の決議に基づき、公認を取り消すことが出来る。

- (1) 禁固以上の刑に処せられたとき
- (2) 第4条、第5条、第6条に定める審査を受ける者の条件に過誤または不正が認められたとき
- (3) 反社会的勢力(暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者をいう)
- (4) 暴力、暴言、各種ハラスメント、人種・思想・信条・性別・性的指向等に関する差別等の行為など、社会規範に照らして不適切な行為を起し、資格取り消し判定が適切であると理事会が判定したとき

(5) その他、資格公認の取り消しを行うべき正当な理由があるとき

第5章 附 則

(改 廃)

第14条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、2013年3月9日から施行する。

この規程は、2014年3月15日から施行する。

この規程は、2018年3月10日から施行する。

この規程は、2021年5月22日から施行する。

この規程は、2025年3月14日から施行する。